

産業厚生常任委員会資料

平成27年5月20日

市民生活部 生活課

目 次

1. じん芥車の修理に係る市の損害について

P 1 ~ P 2

じん芥車の修理に係る市の損害について

1 事件の概要及び経過

(1) 売買契約

市は、平成20年6月17日、三菱ふそうトラック・バス株式会社近畿ふそう（以下「相手方」という。）との間で、じん芥車（以下「本件車両」という。）を購入する売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、本件車両の引き渡しを受けました。

(2) 故障に伴う修理

市は、平成26年3月17日、本件車両エンジンのシリンダーブロック等の不具合による故障であることを相手方と確認しました。

市は、市委任弁護士と相談し、相手方に瑕疵担保責任を追求する用意があることを伝えた上で、金1,346,216円を支出して修理しました。

(3) 市委任弁護士名での内容証明郵便文書による文書照会

市委任弁護士を通じ、本件売買契約に基づく瑕疵担保責任として、修理費相当額にあたる金1,346,216円の支払を相手方に請求しました。

(4) 市委任弁護士と相手方委任弁護士との協議

市委任弁護士と相手方委任弁護士との協議により、相手方委任弁護士から裁判外の和解による解決の申し出がありました。

(5) 裁判外で和解するための示談交渉

市委任弁護士は、訴訟により修理費の全額の支払いを受けることは難しく、修理費の50%を和解額として、裁判外で和解することが適当であると示唆。市は、当該条件により市委任弁護士に示談交渉を依頼しました。

(6) 市委任弁護士からの示談交渉の状況報告

市委任弁護士から相手方委任弁護士に対し、修理費の50%相当額を損害金として相手方が負担することの和解案を平成27年3月18日に提示しましたが、現時点で回答がないことから、平成27年5月11日付けで、市委任弁護士から相手方委任弁護士に対し、その回答期限を平成27年5月20日までとして催促し、あわせて、回答なき場

合は、裁判上の請求（訴えの提起）も含め今後の方針を決定する旨、文書連絡をしています。

2 今後の方針

（1） 1－（6）の条件で裁判外で和解できる見込みが立った場合

相手方と裁判外で和解できる見込みが立った段階で、当該内容で和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めることとします。

（2） 相手方からの回答がない場合

相手方からの回答がない場合、損害金等の支払いを求める裁判上の請求（訴えの提起）をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めることとします。

（3） 裁判外で和解すること及び裁判上の請求（訴えの提起）をすることの期限

市が主張する売主の瑕疵担保責任（民法第570条）による損害賠償請求権は、瑕疵を知ってから起算され、その期限は1年以内となります。平成27年1月5日付けの裁判外での請求（請求書の送付による催告）により時効を中断させており、相手方が消滅時効を主張することがある場合、その請求後6か月以内に裁判を起す等の法手続きをとらなければ中断の効力がなくなるため、裁判外での和解または裁判上の請求（訴えの提起）は、平成27年7月7日までに行わなければなりません。